

日銀による気候変動対応オペにおける「対象投融資に関する開示」の報告書

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資(以下「対象投融資」と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

2. サステナビリティ・リンク・ローン(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)

・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、原則として、外部評価を取得していることを確認しています(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることの確認を含む)。

3. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(金融庁、経済産業省、環境省)
・グリーンローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
・グリーンボンド原則(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
・サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
・サステナビリティ・リンク・ボンド原則(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
・グリーンボンドガイドライン(環境省)
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下に該当する融資(資金使途が以下の通り限定されている)であること

①グリーンビルディング(*)への融資

(*)政府または国際的に認知されたグリーンビルディングの第三者認証を取得しているもの

(*)適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

みずほフィナンシャルグループでは、経営会議にてサステナブルファイナンス・環境ファイナンスを定義し、長期目標を設定しています。上記①に該当する融資は、「環境事業を資金使途とするファイナンス」として環境ファイナンスに含まれています。個別案件の当該基準への適合性については、資金使途をもとに①の融資に該当することを、商品を所管する本部部署(*)が確認しています。

(*) コーポレート&インベストメントバンキング業務部、法人業務部ほか

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

サステナビリティローン:

サステナビリティボンド・ガイドライン(国際資本市場協会<

International Capital Market Association>)に準拠・適合するもの

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

みずほフィナンシャルグループでは、経営会議にてサステナブルファイナンス・環境ファイナンスを定義し、長期目標を設定しています。上記の融資は「環境・社会事業を資金使途とするファイナンス」としてサステナブルファイナンスに含まれています。個別案件の当該基準への適合性については、外部評価を取得している

ことを確認しています。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス：

(本ファイナンスは、みずほ銀行が組成するシンジケートローン案件への参加を想定しております)

国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)のポジティブ・インパクト金融原則に基づき、みずほリサーチ&テクノロジーズが開発したインパクト評価フレームワークを活用して企業が抱えるインパクト(ポジティブ・ネガティブ)を包括的に分析・評価。評価対象である企業活動全体において「ポジティブ・インパクト創出が認められる」と確認されたお客さまに対して、その活動を支援するファイナンス商品。年に一回以上、みずほ銀行が KPI 達成状況をモニタリングし、エンゲージメントを実施。当行はシンジケートローンのエージェント(みずほ銀行)から当該モニタリング結果を受領し、KPI の達成状況やエンゲージメントの実施状況等について内容を確認。

ただし、対象投融資としては、融資先が気候変動対応に紐付いた KPI を設定していることとします。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

本商品の基準は、みずほ銀行にて策定されており、当行での取扱いについては、所管する本部部署(*)で決裁しております。みずほリサーチ&テクノロジーズが開発したインパクト評価フレームワークは、独立した第三者機関により、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)の策定したポジティブ・インパクト金融原則の適合性の外部評価を取得しています。個別企業への当該基準の適合性については、みずほリサーチ&テクノロジーズがポジティブ・インパクト評価を実施したうえで、独立した第三者機関による外部評価を取得し、確認しています。当行は個別案件毎にみずほ銀行より第三者意見書を受領し、所管する本部部署(*)において、インパクト評価フレームワークの適合性及び個別企業の当該基準への適合性を確認しております。

(*)コーポレート&インベストメントバンキング業務部、法人業務部ほか

4. 類型その4

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

Mizuho Eco Finance:

(本ファイナンスは、みずほ銀行が組成するシンジケートローン案件への参加を想定しております)

みずほリサーチ&テクノロジーズが開発した環境評価モデルを用いて、お客さまの取り組みや指数をスコアリング(*)し、一定のスコア以上を満たしたお客さまに対し、当行が融資を行うもの。ただし、本件対象投融資としては、以下①②を充足することを条件とします。

- ① 「SBT 認定、もしくはそれに準ずる目標設定がある融資先」であり、「温室効果ガス排出に関する削減目標 (Scope 1 + 2 及び/又は Scope 3)」が気候変動対応に紐づく KPI として設定されていること
- ② 融資の実行期間中、融資先自身が温室効果ガス排出量 (Scope 1 + 2 及び/又は Scope 3) を年 1 回以上開示し、みずほ銀行とみずほリサーチ&テクノロジーズが連携し、Mizuho Eco Finance 評価及び KPI 達成状況をモニタリングし、エンゲージメントを行うこと

また、シンジケートローンのエージェント(みずほ銀行)が当行にモニタリング結果を通知し、当行は KPI の達成状況やエンゲージメントの実施状況等について内容を確認すること。

(*) 以下の取り組みや指数をもとに、スコアリングし、A 以上の評価を取得した企業等に提供

- (1) TCFD への賛同表明
- (2) S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数(カーボン情報の開示ステータス)
- (3) S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数(十分位数分類)
- (4) SBT 認定/コミット状況
- (5) 温室効果ガスに関する環境長期ビジョン策定内容
- (6) 温室効果ガス排出量 (Scope 1 + 2)
- (7) 温室効果ガス排出量 (Scope 3)

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

本商品の基準は、みずほ銀行にて策定され、当行での取扱いについては、所管する本部部署(*)で決裁しています。当行は個別案件毎にみずほ銀行より評価報

告書を受領し、所管する本部部署(*)において当該基準への適合性を確認しております。

(*)コーポレート&インベストメントバンキング業務部、法人業務部ほか

以 上